

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和7年1月9日（令和7年（行情）諮詢第17号ないし同第22号）
及び同年2月20日（同第237号）

答申日：令和7年12月24日（令和7年度（行情）答申第736号ないし同第742号）

事件名：ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に係る文書のうち特定期間に作成された文書の一部開示決定に関する件

ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に係る特定期間に作成された文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書7」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書170」といい、併せて「本件対象文書1」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定について、諮詢序が別紙の3に掲げる各文書（以下、順に「文書171」ないし「文書173」といい、併せて「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和5年9月15日付け防官文第19488号、同年11月22日付け同第23937号、令和6年1月26日付け同第1349号、同年4月5日付け同第8564号、同年6月14日付け同第13954号、同年8月26日付け同第19118号、同年10月11日付け同第23288号ないし同第23293号及び同年11月5日付け同第25005号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分13」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

アないしキ（略）

(2) 審査請求書2（原処分2について）

アないしエ（略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カないしク（略）

(3) 審査請求書3（原処分3について）

アないしエ（略）

オ 上記（2）オと同旨。

カないしケ（略）

(4) 審査請求書4（原処分4について）

アないしエ（略）

オ 上記（2）オと同旨。

カないしケ（略）

(5) 審査請求書5（原処分5について）

アないしエ（略）

オ 上記（2）オと同旨。

カないしケ（略）

(6) 審査請求書6（原処分6について）

アないしエ（略）

オ 上記（2）オと同旨。

カないしケ（略）

(7) 審査請求書7（原処分7ないし原処分12について）

ア ないしエ （略）

オ 上記（2）オと同旨。

カ 及びキ （略）

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ （略）

(8) 審査請求書8（原処分13について）

ア ないしエ （略）

オ 上記（2）オと同旨。

カ 及びキ （略）

ク 上記（7）クと同旨。

ケ （略）

第3 質問の説明の要旨

1 経緯

(1) 原処分1及び原処分7について

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書1ないし文書76を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年9月15日付け防官文第19488号により、本件対象文書のうち、文書1（表紙のみ。）について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和6年10月11日付け同第23288号により、本件対象文書のうち、文書1ないし文書76（文書1の表紙を除く。）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分7）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分7に対して提起されたものであり、本件質問に当たっては、それらの審査請求を併合し質問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への質問を行うまでに約1年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件質問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 原処分2及び原処分8について

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書2ないし文書83を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年11月22日付け防官文第23937号に

より、本件対象文書のうち、文書77（1枚目のみ。）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った後、令和6年10月11日付け同第23289号により、本件対象文書のうち、文書2ないし文書83（文書77の1枚目を除く。）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分8）を行った。

本件審査請求は、原処分2及び原処分8に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分2に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年1か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（3）原処分3及び原処分9について

本件開示請求は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書2ないし文書102（文書77の1枚目を除く。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年1月26日付け防官文第1349号により、本件対象文書のうち、文書84（1枚目のみ。）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分3）を行った後、同年10月11日付け同第23290号により、本件対象文書のうち、文書2ないし文書102（文書77及び文書84のそれぞれ1枚目を除く。）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分9）を行った。

本件審査請求は、原処分3及び原処分9に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

（4）原処分4及び原処分10について

本件開示請求は、本件請求文書4の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書2ないし文書116（文書77及び文書84のそれぞれ1枚目を除く。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年4月5日付け防官文第8564号により、本件対象文書のうち、文書103（1枚目のみ。）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分4）を行った後、同年10月11日付け同第23291号により、本件対象文書のうち、文書2ないし文書116（文書77、文書84及び文書103のそれぞれ1枚目を除く。）について、法5条3号に該当する部分を不開

示とする一部開示決定処分（原処分10）を行った。

本件審査請求は、原処分4及び原処分10に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

(5) 原処分5及び原処分11について

本件開示請求は、本件請求文書5の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書2ないし文書133（文書77、文書84及び文書103のそれぞれ1枚目を除く。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年6月14日付け防官文第13954号により、本件対象文書のうち、文書117（1枚目のみ。）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分5）を行った後、同年10月11日付け同第23292号により、本件対象文書のうち、文書2ないし文書133（文書77、文書84、文書103及び文書117のそれぞれ1枚目を除く。）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分11）を行った。

本件審査請求は、原処分5及び原処分11に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

(6) 原処分6及び原処分12について

本件開示請求は、本件請求文書6の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書2ないし文書153（文書77、文書84、文書103及び文書117のそれぞれ1枚目を除く。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年8月26日付け防官文第19118号により、本件対象文書のうち、文書134（1枚目のみ。）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分6）を行った後、同年10月11日付け同第23293号により、本件対象文書のうち、文書2ないし文書153（文書77、文書84、文書103、文書117及び文書134のそれぞれ1枚目を除く。）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分12）を行った。

本件審査請求は、原処分6及び原処分12に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

(7) 原処分13について

本件開示請求は、本件請求文書7の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書2ないし文書170（文書77、文書84、文書103、文書117及び文書134のそれぞれ1枚目を除く。）を特定し、令和6年11月5日付け防官文第25005号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分13）

を行った。

本件審査請求は、原処分13に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分1及び原処分7について

ア ないしキ (略)

ク 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分7においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示したものであり、その他の部分については開示している。

ケ (略)

コ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

サ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

(2) 原処分2及び原処分8について

ア ないしウ (略)

エ 上記(1)クと同旨(ただし、「原処分7」とあるのは「原処分2及び原処分8」と読み替える。)。

オ ないしケ (略)

ケ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件審査請求を受けて改めて探索を行ったところ、追加して特定すべき文書を保有していることが確認できたため、追加して特定すべき文書につき、改めて開示決定等をすることとする。

コ 以上のことから、上記(2)ケのとおり、追加して特定すべき文書につき、改めて開示決定等をすることとするが、審査請求人のその他の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

(3) 原処分3及び原処分9について

ア ないしウ (略)

エ 上記(1)クと同旨(ただし、「原処分7」とあるのは「原処分3及び原処分9」と読み替える。)。

オ ないしケ (略)

コ及びサ 上記(2)ケ及びコと同旨。

(4) 原処分4及び原処分10について

アないしウ (略)

エ 上記（1）クと同旨（ただし、「原処分7」とあるのは「原処分4及び原処分10」と読み替える。）。

オないしク (略)

ケ及びコ 上記（2）ケ及びコと同旨。

(5) 原処分5及び原処分11について

アないしウ (略)

エ 上記（1）クと同旨（ただし、「原処分7」とあるのは「原処分5及び原処分11」と読み替える。）。

オないしク (略)

ケ及びコ 上記（2）ケ及びコと同旨。

(6) 原処分6及び原処分12について

アないしウ (略)

エ 上記（1）クと同旨（ただし、「原処分7」とあるのは「原処分6及び原処分12」と読み替える。）。

オないしク (略)

ケ及びコ 上記（2）ケ及びコと同旨。

(7) 原処分13について

アないしウ (略)

エ 上記（1）クと同旨（ただし、「原処分7」とあるのは「原処分13」と読み替える。）。

オ及びカ (略)

キ 上記（2）ケと同旨。

ク (略)

ケ 上記（2）コと同旨。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|------------|--|
| ① 令和7年1月9日 | 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第17号ないし同第22号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ③ 同月31日 | 審議（同上） |
| ④ 同年2月20日 | 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第237号） |
| ⑤ 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ⑥ 同年3月7日 | 審議（同上） |
| ⑦ 同年12月4日 | 本件対象文書の見分及び審議（令和7年（行情）諮問第17号ないし同第22号及び |

同第237号)

⑧ 同月18日

令和7年(行情) 諮問第17号ないし同第
22号及び同第237号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書1を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、本件請求文書2ないし本件請求文書7につき、本件対象文書2を追加して特定し、これについて改めて開示決定等をするとした上で、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件対象文書1に係る不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、令和7年(行情) 諮問第17号において、諮問庁は、原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件各開示請求については、いずれも「ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルに綴られた文書」の開示を求めている点で共通しており、各開示請求の対象とする文書の範囲を踏まえて別紙の4のとおり本件対象文書1を特定した。

イ 本件各審査請求を受けて、本件対象文書1の外に本件請求文書に該当する文書がないか探索を行ったところ、別紙の3のとおり本件対象文書2の保有を確認した（本件請求文書2につき、文書171が該当し、本件請求文書3ないし本件請求文書7につき、文書171ないし文書173が該当する。）。

ウ 念のため関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) 当審査会において、諮問庁から本件対象文書2の提示を受けて確認したところ、本件対象文書2は、諮問庁の上記（1）イの説明のとおり本件請求文書2ないし本件請求文書7に該当する文書であると認められる。

そうすると、上記（1）の本件対象文書1の特定方法及び本件対象文書2の追加特定方法に問題はなく、探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の

上記（1）の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書2を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは妥当である。

3 本件対象文書1に係る不開示部分の不開示情報該当性について

別表に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊が活動の資とするために収集・処理した情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報の収集・分析能力、情報関心及び情報業務の運用要領等が明らかとなり、害意を有する相手方がその弱点をついた行動を探ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書1を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定について、諮問庁が本件対象文書2を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書2を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは妥当であり、本件対象文書1につき不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1（諮問第17号）

ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関する行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち2023.1.24一本本B2442で特定された後に綴られた文書の全て。

(2) 本件請求文書2（諮問第18号）

ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関する行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち2023.1.24一本本B2442で特定された後に綴られた文書の全てのうち防官文第19488号（2023.7.18一本本B982）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2023.7.18一本本B982）の後に綴られた文書の全て（ただし「2022年度各国データ（ロシア）」は除く）。

(3) 本件請求文書3（諮問第19号）

ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関する行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち防官文第23937号（2023.9.25一本本B1403）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2023.9.25一本本B1403）の後に綴られた文書の全て（ただし「2022年度各国データ（ロシア）」は除く）。

(4) 本件請求文書4（諮問第20号）

ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関する行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち防官文第1349号（2023.12.1一本本B1849）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2023.12.1一本本B1849）の後に綴られた文書の全て（ただし「2022年度各国データ（ロシア）」【当該文書の2023年度版以降】は除く）。

(5) 本件請求文書5（諮問第21号）

ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関する行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち防官文第8564号（2024.2.6一本本B2280）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2024.2.6一本本B2280）の後に綴られた文書の全て（ただし「2022年度各国データ（ロシア）」【当該文書の2023年度版以降】は除く）。

(6) 本件請求文書6（諮問第22号）

ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関する行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち防官文第13954号（2024.4.16一本本B121）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2024.4.16一本本B121）の後に綴られた文書の全て（ただし「2022年度各国データ（ロシア）」【当該文書の2023年度版以降】は除く）。

(7) 本件請求文書7（諮問第237号）

ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち防官文第19118号（2024.6.25一本本B528）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2024.6.25一本本B528）の後に綴られた文書の全て（ただし「2022年度各国データ（ロシア）」【当該文書の2023年度版以降】は除く）。

2 本件対象文書1（原処分において特定した文書）

文書1 2022年度各国データ（ロシア）

文書2 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年3月20日 防衛省

文書3 ウクライナにおける戦況と特徴 2023年4月 防衛省 ①

文書4 ロシア、展示会で新型の航空機発射巡航ミサイル「Kh-69」
を初公開（カレント分析23-0050 令和5年1月26日）

文書5 ウクライナ侵略におけるロシアの動員宣言＊＊＊（一般分析23
-005 令和5年1月31日）

文書6 最近の中国・台湾等トピック（1/24～1/31分）（基礎資料
23-0053 令和5年1月31日）

文書7 ウクライナへのKh-22（AS-4 KITCHEN）による
攻撃（カレント分析23-0064 令和5年2月1日）

文書8 最近のロシア・CISトピック（2022.12.20～202
3.1.16）（基礎資料23-0057 令和5年2月1日）

文書9 ウクライナに対する工兵戦闘車の供与について（カレント分析2
3-0068 令和5年2月2日）

文書10 最近のロシア・CISトピック（2023.1.17～202
3.1.23）（基礎資料23-0095 令和5年2月10
日）

文書11 最近の中国・台湾等トピック（2/7～2/14分）（基礎資料
23-0103 令和5年2月14日）

文書12 ウクライナ侵略におけるロシアのサイバー攻撃（一般分析23
-010 令和5年2月17日）

文書13 最近のロシア・CISトピック（2023.1.24～202
3.2.6）（基礎資料23-0122 令和5年2月21日）

文書14 最近のロシア・CISトピック（2023.2.7～2023.
2.13）（基礎資料23-0123 令和5年2月21日）

文書15 プーチン大統領、年次教書演説を実施（2023年2月）（カ
レント分析23-0122 令和5年2月22日）

文書16 露、重ICBM「サルマト」の2回目の発射実験に失敗か（カ
レント分析23-0124 令和5年2月22日）

- 文書17 最近のロシア・C I Sトピック（2023. 2. 14～2023. 2. 20）（基礎資料23-0131 令和5年2月24日）
- 文書18 最近の中国・台湾等トピック（2/21～2/28分）（基礎資料23-0144 令和5年2月28日）
- 文書19 最近の中国・台湾等トピック（2/28～3/7分）（基礎資料23-0158 令和5年3月7日）
- 文書20 露極東アムール造船所、大型フリゲート建造再開か（カレント分析23-0166 令和5年3月9日）
- 文書21 最近の中国・台湾等トピック（3/7～3/14分）（基礎資料23-0176 令和5年3月14日）
- 文書22 ウクライナ情勢における中国の対露軍事支援を巡る各種報道等（基礎資料23-0183 令和5年3月16日）
- 文書23 中国、ウクライナ情勢における対露武器提供を否定（カレント分析23-0191 令和5年3月17日）
- 文書24 最近の中国・台湾等トピック（3/14～3/20分）（基礎資料23-0186 令和5年3月20日）
- 文書25 露、「スターリンク」対策装備を開発（カレント分析23-0227 令和5年3月31日）
- 文書26 最近のロシア・C I Sトピック（2023. 3. 14～2023. 3. 20）（基礎資料23-0221 令和5年4月6日）
- 文書27 露太平洋艦隊、25年前半までに「ポセイドン」搭載原潜部隊を新編（カレント分析23-0239 令和5年4月7日）
- 文書28 最近のロシア・C I Sトピック（2023. 3. 21～2023. 3. 27）（基礎資料23-0225 令和5年4月7日）
- 文書29 最近のロシア・C I Sトピック（2023. 3. 28～2023. 4. 3）（基礎資料23-0242 令和5年4月13日）
- 文書30 最近のロシア・C I Sトピック（2023. 4. 4～2023. 4. 10）（基礎資料23-0252 令和5年4月18日）
- 文書31 最近の中国・台湾等トピック（4/11～4/18分）（基礎資料23-0255 令和5年4月18日）
- 文書32 ロシア、「特別軍事作戦」参加者等支援財団を設立（カレント分析23-0280 令和5年4月19日）
- 文書33 ウクライナ情勢における中国の対露軍事支援を巡る各種報道等（3月11日～4月20日）（基礎資料23-0266 令和5年4月20日）
- 文書34 最近のロシア・C I Sトピック（2023. 4. 11～2023. 4. 17）（基礎資料23-0279 令和5年4月24日）

日)

- 文書35 露国防省、太平洋艦隊の戦闘準備態勢の抜き打ち検閲を実施
(カレント分析23-0296 令和5年4月26日)
- 文書36 最近のロシア・C I Sトピック(2023.4.18~2023.4.24) (基礎資料23-0288 令和5年4月26日)
- 文書37 露極超音速ミサイル「ツィルコン」の外観・構成・飛翔に関する分析 (カレント分析23-0304 令和5年4月27日)
- 文書38 露、軍の招集対象者への召集令状電子化 (カレント分析23-0311 令和5年4月27日)
- 文書39 ウクライナU S Vに関するトピック (2022.10.11~2023.3.22) (基礎資料23-0298 令和5年4月27日)
- 文書40 米シンクタンクC S I Sによる宇宙脅威評価2023 (基礎資料23-0317 令和5年5月8日)
- 文書41 最近の中国・台湾等トピック(4/25~5/9分) (基礎資料23-0324 令和5年5月9日)
- 文書42 ロシア、対独戦勝78周年記念軍事パレードを実施 (カレント分析23-0331 令和5年5月10日)
- 文書43 露占領当局、前線地域から的一部住民退避に着手 (カレント分析23-0344 令和5年5月12日)
- 文書44 ロシア極東で対独戦勝78周年記念軍事パレードを実施 (カレント分析23-0347 令和5年5月15日)
- 文書45 対独戦勝記念日におけるプーチン露大統領の演説(2023年)
(カレント分析23-0348 令和5年5月15日)
- 文書46 露北洋艦隊向け「キロ改」級潜水艦1番艦に「マリウポリ」と命名 (カレント分析23-0350 令和5年5月15日)
- 文書47 ロシアによる対独戦勝78周年記念軍事パレード*** (カレント分析23-0355 令和5年5月16日)
- 文書48 対独戦勝78周年記念式典におけるプーチン大統領の演説**
* (カレント分析23-0357 令和5年5月16日)
- 文書49 露、「カリブル」非搭載艦を黒海艦隊に配備 (カレント分析23-0370 令和5年5月19日)
- 文書50 「特別軍事作戦」におけるロシア軍の作戦基本部隊について
(一般分析23-029 令和5年5月23日)
- 文書51 米スペースX (w i t h ウクライナ) v s . ロシア、電子戦対決 ~なぜ「スターリング」衛星システムに、露の電子戦は効果をあげていないのか~ (カレント分析23-0377

令和5年5月23日)

- 文書52 プーチン露大統領、予備役の軍事招集に関する大統領令に署名～戦闘長期化に伴う追加動員の準備の一環か～（カレント分析
23-0378 令和5年5月23日）
- 文書53 米Secure World Foundationによる対宇宙能力に関する報告書2023年版（ロシア部分）（基礎資料23-0366 令和5年5月23日）
- 文書54 最近のロシア・CISトピック（2023.4.25～2023.5.8）（基礎資料23-0376 令和5年5月24日）
- 文書55 最近のロシア・CISトピック（2023.5.9～2023.5.15）（基礎資料23-0376 令和5年5月24日）
- 文書56 戦車戦：「レオパルト2」VS.「T-72B3」（カレント分析23-0383 令和5年5月25日）
- 文書57 最近のロシア・CISトピック（2023.5.16～2023.5.22）（基礎資料23-0392 令和5年5月30日）
- 文書58 ロシアの情報戦関連動向（シャングリラ・ダイアローグ関連）（基礎資料23-0393 令和5年5月30日）
- 文書59 露最大の国際航空見本市「MAKS-2023」、中止の可能性（カレント分析23-0413 令和5年6月2日）
- 文書60 露・ベラルーシ、核配備に関する文書に署名（カレント分析23-0420 令和5年6月6日）
- 文書61 ウクライナ軍運用のSu-24へのストームシャドウ搭載について（カレント分析23-0442 令和5年6月9日）
- 文書62 露、「Kondor-FKA No.1」SAR衛星を打ち上げ（カレント分析23-0448 令和5年6月13日）
- 文書63 最近の中国・台湾等トピック（6/6～6/13分）（基礎資料23-0444 令和5年6月13日）
- 文書64 チェチェン首長が中国製装甲車の動画を投稿（報道）（基礎資料23-0445 令和5年6月13日）
- 文書65 キーク攻撃に使用されたロシアUAV「スーパーカム」の性能及び運用に関する一考察（カレント分析23-0454 令和5年6月14日）
- 文書66 イランがロシアに供給のドローンに中国製部品（報道）（基礎資料23-0457 令和5年6月16日）
- 文書67 露バルト艦隊、バルト海で演習を実施（カレント分析23-0480 令和5年6月20日）
- 文書68 露の主張する蚊放出ドローンを用いて感染症がまき散らされる

- 可能性について（カレント分析 23-0493 令和5年6月
23日）
- 文書69 ウクライナ南部におけるダム決壊の軍事的影響（カレント分析
23-0523 令和5年7月4日）
- 文書70 最近の中国・台湾等トピック（6/27～7/4分）（基礎資料
23-0499 令和5年7月4日）
- 文書71 最近のロシア・CISトピック（2023.5.23～202
3.6.5）（基礎資料23-0503 令和5年7月5日）
- 文書72 最近のロシア・CISトピック（2023.6.6～2023.
6.12）（基礎資料23-0509 令和5年7月7日）
- 文書73 最近のロシア・CISトピック（2023.6.20～202
3.6.26）（基礎資料23-0516 令和5年7月11
日）
- 文書74 最近の中国・台湾等トピック（7/4～7/11分）（基礎資
料23-0519 令和5年7月11日）
- 文書75 ロシア軍によって撃墜された「ストームシャドウ」について
(カレント分析 23-0553 令和5年7月13日)
- 文書76 最近の中国・台湾等トピック（7/11～7/14分）（基礎
資料23-0533 令和5年7月18日）
- 文書77 最近のロシア・CISトピック（2023.7.4～2023.
7.10）（基礎資料23-0595 令和5年8月10日）
- 文書78 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年7月19日 防衛省
- 文書79 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年7月25日 防衛省
- 文書80 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年9月6日 防衛省
- 文書81 ウクライナにおける戦況と特徴 2023年4月 防衛省 ②
- 文書82 最近のロシア・CISトピック（2023.7.28～202
3.8.3）（基礎資料23-0612 令和5年8月18日）
- 文書83 「特別軍事作戦」での教訓を踏まえたロシア軍の作戦基本部隊
の見通し（情勢分析 23-022 令和5年9月12日）
- 文書84 最近のロシア・CISトピック（2023.9.1～2023.
9.7）（基礎資料23-0724 令和5年10月4日）
- 文書85 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年9月27日 防衛省
- 文書86 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年9月28日 防衛省
- 文書87 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年10月4日 防衛省
- 文書88 ロシア軍事情勢 令和5年10月 防衛政策局調査課戦略情報
分析室
- 文書89 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年10月11日 防衛省
- 文書90 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年10月12日 防衛省

文書9 1 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年10月18日 防衛省
①

文書9 2 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年10月18日 防衛省
②

文書9 3 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年10月26日 防衛省

文書9 4 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年10月31日 防衛省

文書9 5 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年11月8日 防衛省

文書9 6 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年11月18日 防衛省

文書9 7 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年11月15日 防衛省

文書9 8 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年11月22日 防衛省

文書9 9 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年11月28日 防衛省

文書1 0 0 ロシア太平洋艦隊の戦力整備状況

文書1 0 1 Military Buildup and Recent Activity of the Russian Pacific Fleet

文書1 0 2 最近のロシア・C I S トピック (2023. 9. 22～2023. 9. 28) (基礎資料23-0735 令和5年10月11日)

文書1 0 3 最近のロシア・C I S トピック (2023. 11. 17～2023. 11. 30) (基礎資料23-0973 令和5年12月12日)

文書1 0 4 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年12月5日 防衛省

文書1 0 5 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年12月12日 防衛省

文書1 0 6 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年12月19日 防衛省 ①

文書1 0 7 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年12月19日 防衛省 ②

文書1 0 8 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年12月26日 防衛省

文書1 0 9 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年1月10日 防衛省

文書1 1 0 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年1月16日 防衛省

文書1 1 1 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年1月17日 防衛省

文書1 1 2 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年1月24日 防衛省

文書1 1 3 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年1月31日 防衛省

文書1 1 4 最近のロシア・C I S トピック (2023. 12. 1～2023. 12. 7) (基礎資料23-0984 令和5年12月14日)

- 文書115 最近のロシア・CISトピック（2023.12.8～2023.12.14）（基礎資料23-1009 令和5年12月22日）
- 文書116 最近のロシア・CISトピック（2023.12.15～2023.12.21）（基礎資料23-1010 令和5年12月22日）
- 文書117 最近のロシア・CISトピック（2024.2.2～2024.2.8）（基礎資料24-0094 令和6年2月20日）
- 文書118 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年2月8日 防衛省
- 文書119 ロシアによるウクライナ侵略の状況
- 文書120 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年2月9日 防衛省
- 文書121 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年2月15日 防衛省
- 文書122 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年2月19日 防衛省
- 文書123 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年2月28日 防衛省
- 文書124 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年3月6日 防衛省
- 文書125 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年3月12日 防衛省
- 文書126 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年3月13日 防衛省
- 文書127 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年3月19日 防衛省
- 文書128 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年3月26日 防衛省
- 文書129 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年4月3日 防衛省
- 文書130 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年4月5日 防衛省
- 文書131 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年4月10日 防衛省
- 文書132 露軍が新型手榴弾をウクライナ戦線に投入（カレント分析24-0104 令和6年2月13日）
- 文書133 最近のロシア・CISトピック（2024.3.1～2024.3.7）（基礎資料24-0183 令和6年3月26日）
- 文書134 最近のロシア・CISトピック（2024.5.17～2024.5.23）（基礎資料24-0442 令和6年6月18日）
- 文書135 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年4月17日 防衛省
①
- 文書136 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年4月17日 防衛省
②
- 文書137 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年5月2日 防衛省
- 文書138 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年5月10日 防衛省
- 文書139 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年5月17日 防衛省
①
- 文書140 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年5月17日 防衛省

②

- 文書141 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年5月24日 防衛省
文書142 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年5月30日 防衛省
文書143 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年6月6日 防衛省
文書144 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年6月14日 防衛省
文書145 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年6月17日 防衛省
文書146 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年6月21日 防衛省
文書147 最近のロシア・CISトピック（2024.3.22～2024.3.28）（基礎資料24-0231 令和6年4月12日）
文書148 最近のロシア・CISトピック（2024.4.5～2024.4.11）（基礎資料24-0273 令和6年4月24日）
文書149 令和5年度ロシア・ウクライナ情勢調査（ルーマニア・リトニア出張報告）（情報資料24-017 令和6年4月26日）
文書150 軍事大国でない国家のためのウクライナ戦争の教訓に関する米シンクタンク掲載の論説～西側大国が想定してきた従来型戦争を前提としたアプローチの誤り～（基礎資料24-0310 令和6年5月10日）
文書151 最近のロシア・CISトピック（2024.4.19～2024.4.25）（基礎資料24-0322 令和6年5月16日）
文書152 最近のロシア・CISトピック（2024.4.26～2024.5.9）（基礎資料24-0372 令和6年5月29日）
文書153 最近のロシア・CISトピック（2024.5.10～2024.5.16）（基礎資料24-0386 令和6年6月4日）
文書154 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年6月28日 防衛省
文書155 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年7月3日 防衛省
文書156 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年7月10日 防衛省
文書157 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年7月12日 防衛省
文書158 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年7月19日 防衛省
文書159 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年7月26日 防衛省
文書160 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年8月2日 防衛省
文書161 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年8月9日 防衛省
文書162 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年8月23日 防衛省

文書163 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年8月30日 防衛省
文書164 最近のロシア・CISトピック（2024.5.24～2024.5.30）（基礎資料24-0468 令和6年6月26日）
文書165 最近のロシア・CISトピック（2024.7.5～2024.7.11）（基礎資料24-0555 令和6年7月24日）
文書166 最近のロシア・CISトピック（2024.7.12～2024.7.18）（基礎資料24-0570 令和6年7月29日）
文書167 最近のロシア・CISトピック（2024.7.19～2024.7.25）（基礎資料24-0579 令和6年7月31日）
文書168 最近のロシア・CISトピック（2024.7.26～2024.8.1）（基礎資料24-0604 令和6年8月7日）
文書169 最近のロシア・CISトピック（2024.8.2～2024.8.22）（基礎資料24-0678 令和6年8月28日）
文書170 最近のロシア・CISトピック（2024.8.23～2024.8.29）（基礎資料24-0695 令和6年9月2日）

3 本件対象文書2（諮問庁が追加して特定すべきとしている文書）

（1）本件請求文書2の対象として追加して特定すべきとしている文書

文書171 最近のロシア・CISトピック（2023.8.19～2023.8.24）（基礎資料23-0718 令和5年8月24日）

（2）本件請求文書3ないし本件請求文書7の対象として追加して特定すべきとしている文書

文書171

文書172 最近のロシア・CISトピック（2023.9.15～2023.9.21）（基礎資料23-0728 令和5年10月6日）

文書173 最近のロシア・CISトピック（2023.10.27～2023.11.02）（基礎資料23-0859 令和5年11月10日）

4 原処分において各開示請求の対象として特定された本件対象文書1

(1) 本件請求文書1の対象として特定された文書

ア 原処分1

文書1（表紙のみ。）

イ 原処分7

文書1ないし文書7 6（文書1の表紙を除く。）

(2) 本件請求文書2の対象として特定された文書

ア 原処分2

文書7 7（1枚目のみ。）

イ 原処分8

文書2ないし文書8 3（文書7 7の1枚目を除く。）

(3) 本件請求文書3の対象として特定された文書

ア 原処分3

文書8 4（1枚目のみ。）

イ 原処分9

文書2ないし文書1 0 2（文書7 7及び文書8 4のそれぞれ1枚目を除く。）

(4) 本件請求文書4の対象として特定された文書

ア 原処分4

文書1 0 3（1枚目のみ。）

イ 原処分1 0

文書2ないし文書1 1 6（文書7 7、文書8 4及び文書1 0 3のそれぞれ1枚目を除く。）

(5) 本件請求文書5の対象として特定された文書

ア 原処分5

文書1 1 7（1枚目のみ。）

イ 原処分1 1

文書2ないし文書1 3 3（文書7 7、文書8 4、文書1 0 3及び文書1 1 7のそれぞれ1枚目を除く。）

(6) 本件請求文書6の対象として特定された文書

ア 原処分6

文書1 3 4（1枚目のみ。）

イ 原処分1 2

文書2ないし文書1 5 3（文書7 7、文書8 4、文書1 0 3、文書1 1 7及び文書1 3 4のそれぞれ1枚目を除く。）

(7) 本件請求文書7の対象として特定された文書（原処分1 3）

文書2ないし文書1 7 0（文書7 7、文書8 4、文書1 0 3、文書1 1 7及び文書1 3 4のそれぞれ1枚目を除く。）

別表

本件対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 1	2枚目ないし4枚目のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊がその活動の資とするために収集・処理した情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心、情報分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	5枚目ないし966枚目のそれぞれ内容の全て	
文書 4	1枚目の一部	
	2枚目ないし5枚目のそれぞれ全て	
文書 5	1枚目の一部	
	2枚目ないし13枚目のそれぞれ全て	
文書 6	1枚目の一部	
	2枚目ないし6枚目のそれぞれ全て	
文書 7	1枚目の一部	
	2枚目及び3枚目のそれぞれ全て	
文書 8	1枚目の一部	
	2枚目ないし25枚目のそれぞれ全て	
文書 9	1枚目の一部	
	2枚目の全て	
文書 10	1枚目の一部	
	2枚目ないし16枚目のそれぞれ全て	
文書 11	1枚目の一部	
	2枚目ないし9枚目のそれぞれ全て	
文書 12	1枚目の一部	
	2枚目ないし14枚目のそれぞれ全て	
文書 13	1枚目の一部	
	2枚目ないし21枚目のそれぞれ全て	
文書 14	1枚目の一部	
	2枚目ないし15枚目のそれぞれ全て	
文書 15	1枚目の一部	
	2枚目及び3枚目のそれぞれ全て	
文書 16	1枚目の一部	
文書 17	1枚目の一部	
	2枚目ないし20枚目のそれぞれ全て	
文書 18	1枚目の一部	
	2枚目ないし9枚目のそれぞれ全て	
文書 19	1枚目の一部	

	2枚目ないし7枚目のそれぞれ全て	
文書20	1枚目の一部	
	2枚目及び3枚目のそれぞれ全て	
文書21	1枚目の一部	
	2枚目ないし7枚目のそれぞれ全て	
文書22	1枚目の一部	
	2枚目ないし6枚目のそれぞれ全て	
文書23	1枚目の一部	
	2枚目の全て	
文書24	1枚目の一部	
	2枚目ないし8枚目のそれぞれ全て	
文書25	1枚目の一部	
	2枚目ないし6枚目のそれぞれ全て	
文書26	1枚目の一部	
	2枚目ないし14枚目のそれぞれ全て	
文書27	1枚目の一部	
文書28	1枚目の一部	
	2枚目ないし16枚目のそれぞれ全て	
文書29	1枚目の一部	
	2枚目ないし10枚目のそれぞれ全て	
文書30	1枚目の一部	
	2枚目ないし15枚目のそれぞれ全て	
文書31	1枚目の一部	
	2枚目ないし8枚目のそれぞれ全て	
文書32	1枚目の一部	
文書33	1枚目の一部	
	2枚目ないし4枚目のそれぞれ全て	
文書34	1枚目の一部	
	2枚目ないし16枚目のそれぞれ全て	
文書35	1枚目の一部	
	2枚目の全て	
文書36	1枚目の一部	
	2枚目ないし20枚目のそれぞれ全て	
文書37	1枚目の一部	
	2枚目ないし4枚目のそれぞれ全て	
文書38	1枚目の一部	
文書39	1枚目の一部	

	2枚目ないし5枚目のそれぞれ全て	
文書40	1枚目及び15枚目のそれぞれ一部	
文書41	1枚目の一部 2枚目ないし8枚目のそれぞれ全て	
文書42	1枚目の一部 2枚目ないし7枚目のそれぞれ全て	
文書43	1枚目の一部	
文書44	1枚目の一部	
文書45	1枚目の一部 2枚目及び3枚目のそれぞれ一部	
文書46	1枚目の一部 2枚目及び3枚目のそれぞれ一部	
文書47	1枚目の一部 2枚目ないし18枚目のそれぞれ全て	
文書48	1枚目の一部 2枚目ないし7枚目のそれぞれ全て	
文書49	1枚目の一部 2枚目ないし5枚目のそれぞれ全て	
文書50	1枚目の一部 2枚目ないし21枚目のそれぞれ全て	
文書51	1枚目の一部	
文書52	1枚目の一部	
文書53	2枚目、8枚目、10枚目ないし12枚目、 19枚目、20枚目、24枚目、27枚目、 37枚目、45枚目及び47枚目のそれぞれ 一部	
文書54	1枚目の一部 2枚目ないし14枚目のそれぞれ全て	
文書55	1枚目の一部 2枚目ないし19枚目のそれぞれ全て	
文書56	1枚目の一部 2枚目及び3枚目のそれぞれ全て	
文書57	1枚目の一部 2枚目ないし16枚目のそれぞれ全て	
文書58	1枚目の一部 2枚目の全て	
文書59	1枚目の一部	

文書 6 0	1枚目の一部	
文書 6 1	1枚目の一部	
	2枚目の全て	
文書 6 2	1枚目の一部	
	2枚目及び3枚目のそれぞれ全て	
文書 6 3	1枚目の一部	
	2枚目ないし8枚目のそれぞれ全て	
文書 6 4	1枚目及び3枚目のそれぞれ一部	
文書 6 5	1枚目の一部	
	2枚目ないし6枚目のそれぞれ全て	
文書 6 6	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
文書 6 7	1枚目の一部	
	2枚目及び3枚目のそれぞれ全て	
文書 6 8	1枚目の一部	
	2枚目ないし4枚目のそれぞれ全て	
文書 6 9	1枚目の一部	
文書 7 0	1枚目の一部	
	2枚目ないし8枚目のそれぞれ全て	
文書 7 1	1枚目の一部	
	2枚目ないし26枚目のそれぞれ全て	
文書 7 2	1枚目の一部	
	2枚目ないし20枚目のそれぞれ全て	
文書 7 3	1枚目の一部	
	2枚目ないし20枚目のそれぞれ全て	
文書 7 4	1枚目の一部	
	2枚目ないし8枚目のそれぞれ全て	
文書 7 5	1枚目の一部	
文書 7 6	1枚目の一部	
	2枚目ないし8枚目のそれぞれ全て	
文書 7 7	1枚目の一部	
	全て（1枚目を除く。）	
文書 8 2	1枚目の一部	
	2枚目ないし15枚目のそれぞれ全て	
文書 8 3	1枚目の一部	
	2枚目ないし75枚目のそれぞれ全て	
文書 8 4	1枚目の一部	
	全て（1枚目を除く。）	

文書100	1枚目ないし8枚目のそれぞれ一部	
文書101	1枚目ないし8枚目のそれぞれ一部	
文書102	1枚目の一部	
	2枚目ないし15枚目のそれぞれ全て	
文書103	1枚目の一部	
	全て（1枚目を除く。）	
文書114	1枚目の一部	
	2枚目ないし10枚目のそれぞれ全て	
文書115	1枚目の一部	
	2枚目ないし11枚目のそれぞれ全て	
文書116	1枚目の一部	
	2枚目ないし13枚目のそれぞれ全て	
文書117	1枚目の一部	
	全て（1枚目を除く。）	
文書132	1枚目の一部	
	2枚目の全て	
文書133	1枚目の一部	
	2枚目ないし21枚目のそれぞれ全て	
文書134	1枚目の一部	
	全て（1枚目を除く。）	
文書147	1枚目の一部	
	2枚目ないし17枚目のそれぞれ全て	
文書148	1枚目の一部	
	2枚目ないし14枚目のそれぞれ全て	
文書149	1枚目の一部	
	2枚目ないし48枚目のそれぞれ全て	
文書150	2枚目の一部	
文書151	1枚目の一部	
	2枚目ないし10枚目のそれぞれ全て	
文書152	1枚目の一部	
	2枚目ないし28枚目のそれぞれ全て	
文書153	1枚目の一部	
	2枚目ないし12枚目のそれぞれ全て	
文書164	1枚目の一部	
	2枚目ないし15枚目のそれぞれ全て	
文書165	1枚目の一部	
	2枚目ないし18枚目のそれぞれ全て	

文書166	1枚目の一部	
	2枚目ないし12枚目のそれぞれ全て	
文書167	1枚目の一部	
	2枚目ないし14枚目のそれぞれ全て	
文書168	1枚目の一部	
	2枚目ないし15枚目のそれぞれ全て	
文書169	1枚目の一部	
	2枚目ないし31枚目のそれぞれ全て	
文書170	1枚目の一部	
	2枚目ないし11枚目のそれぞれ全て	

※当審査会事務局において整理した。

※各文書の枚数の表記は、当該行政文書全体の枚数を記載している。